



第37回 刑務所による作業報奨金の使用制限について

人権擁護委員会 委員 平塚 有祐 (65期)

1 事案の概要

申立人は、相手方刑務所にて服役する中国国籍の男性である。

申立人は、①国会議員等に信書を発信するための郵券購入費用として、②中国で暮らす実母への資金援助として、③薬用歯磨き粉の購入費用として、作業報奨金の使用を出願したが、相手方はいずれも認めなかった。相手方の当該判断について、申立人が人権救済申立を行ったのが本事案である。

本事案について、相手方からは以下の回答を受けた。

- 申立人が信書を発信する目的は、相手方等が信書に細工をするなどして申立人を貶めてくるため、対抗策として保険付き郵便等の方法で発信する必要があるという荒唐無稽なものであり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という）98条4項が定める使用目的の相当性が認められなかった（①）。
- 願箋の記載のみでは、申立人の実母が困窮しているか判然としなかったことから、更なる疎明を求めた（②）。
- 願箋の記載のみでは、薬用歯磨き粉の使用が医療上必要であるか判然としなかったことから、まずは診察を申し出るように告知した（③）。

2 作業報奨金について

作業報奨金は、刑務作業を実施した受刑者に支給され、法務省によると1月当たりの平均支給計算額は約4,537円とされている（令和4年度）。

作業報奨金は釈放時の支給が原則と定められている一方で（処遇法98条1項）、使用目的の相当性が認められる場合は釈放前でも支給出来ると定められている（同条4項）。

そのため、本事案を判断する上では、釈放前における作業報奨金の権利性を検討する必要がある。

3 当委員会の判断と処理結果

刑務作業を実施した受刑者には必ず作業報奨金が支給されることから報酬的性格が強いこと、国連被拘禁者処遇最低基準規則では「受刑者の作業については、適切な報酬制度がなければならない。」「受刑者は、自己の収入の少なくとも一部を、自己用途に認められている物品の購入に使用し、一部を家族に送付出来なければならない。」と定められていること、釈放前に作業報奨金を使用して日用品等を購入することは経済生活の訓練として有意義であり、作業報奨金を親族の生計の援助や被害者への損害賠償等に使用することは改善更生や社会復帰の促進という観点から望ましいことなどを踏まえ、釈放前に作業報奨金の支給を受ける権利は、憲法29条1項の趣旨に照らして一定の権利性が認められるべきと判断した。

そして、使用目的の相当性の判断は、使用の対象や数量等から客観的になされるべきであり、相当性が認められる場合には、当該受刑者の報奨金計算額の2分の1を越えない限りはその全額が支給されるべきと解釈した。

前記の法解釈に基づけば、申立人の出願はいずれも認められるべき状況にあったことから、相手方の処遇は申立人の人権を侵害するものと判断し、勧告相当の事案であると結論付け、2024年3月28日に持参執行を行った。

4 おわりに

2025年6月1日から拘禁刑が施行されたことで、受刑者による刑務作業の態様や、受刑者に対する作業報奨金の支給内容が変容する可能性がある。

このような過渡期にあることを踏まえ、本事案を紹介する次第である。